

特定非営利活動法人

日本ウインドサーフィン協会

倫理規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人日本ウインドサーフィン協会 (以下、「協会」という。) の役員、会員、加盟団体並びに、加盟のクラブ等の団体 (以下、「加盟団体等」という。) 及び、その他協会の活動に関与する者の倫理に関する基本的となるべき事項を定めることにより、協会の目的、事業執行の公正さに対する国民の疑念や不信を招くような行為の防止を図り、もって協会の社会的な信頼を確保することを目的とする。

(役員及び、会員の範囲)

第 2 条 この規程において役員とは、定款第 13 条に規定する理事及び、監事をいう。

2 この規程において会員とは、定款第 6 条に規定する会員をいう。

(加盟団体等の範囲)

第 3 条 この規程において加盟団体等とは、日本ウインドサーフィン学生連盟に加盟するクラブ等の団体をいう。

(その他協会の活動に関与する者の範囲)

第4条 この規程においてその他協会の活動に関与する者とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 競技に物理的または助言的サポートを提供する、提供することが出来る者
コーチ、トレーナー、マネージャー、チームスタッフ、医療関係者、競技者と共に働いたり、
援助したりするその他の人物、全てを含む
- (2) 競技大会の運営に関わる者(協会の主催、共催、その他に関わらず全てを含む)
- (3) 協会の事業活動の運営に関わる者(協会の主催、共催、その他に関わらず全てを含む)
- (4) 協会の業務を受託し活動を行う、企業、団体、個人の者
- (5) 競技者の親または保護者

(履行すべき基本的責務)

第5条 役員、会員、加盟団体等、その他協会の活動に関与する者は、定款第3条に規定する「目的」を達成する為に、職務を構成かつ誠実に履行しなければならない。

(遵守事項)

第6条 役員、会員、加盟団体等、その他協会の活動に関与する者は、以下を遵守しなければならない。

- (1) 法令、定款並びに、スポーツマンシップに違反する行為を行ってはならない。暴力、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、恫喝、脅迫、ドーピング等薬物乱用、差別、違法賭博、八百長等スポーツ・インテグリティを害する行為を絶対行っては行けない。個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- (2) 日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ること並びに、斡旋・強要を行ってはならない。
- (3) 会費、補助金、助成金等の経理処理は適正に行い、決して目的外の流用や不正行為を行ってはならない。
- (4) 自らの社会的な立場を認識し、常に自らを厳しく律し、協会の信頼を確保するよう責任のあ

る行動を取らなければならない。

(懲戒の種類と内容)

第7条 この規程に違反した場合を含め、協会における懲戒の種類及び、処分の内容は以下とする。

(1) 役員

- ① 解任 : 定款第 18 条に基づき役員の内を解く
- ② 降格 : 下位の役職に変更する
- ③ 謹慎 : 文書で注意を行い厳に戒める
- ④ 戒告 : 注意を行い戒める

(2) 会員

- ① 除名 : 定款第 11 条に基づき会員としての地位を剥奪する
- ② 大会等への出場停止 (長期) : 協会が主催、共催、公認、後援をする大会・競技会・レース・練習会・合宿・イベントへの出場を、別途定める期間停止する
- ③ 大会等への出場停止 (短期) : 協会が主催、共催、公認、後援をする大会・競技会・レース・練習会・合宿・イベントへの出場を、1 年を超えない期間停止する
- ④ 謹慎 : 文書で注意を行い厳に戒める
- ⑤ 戒告 : 注意を行い戒める

(3) その他協会の活動に関与する者

- ① 永久追放 : 本協会に関する一切の活動から永久に追放する
- ② 大会等での活動停止 (無期) : 協会が主催、共催、公認、後援をする大会・競技会・レース・練習会・合宿・イベント等での活動を、無期限に停止する
- ③ 大会等での活動停止 (有期) : 協会が主催、共催、公認、後援をする大会・競技会・レース・練習会・合宿・イベント等での活動を、別途定める期間停止する
- ④ 大会等での活動停止 (短期) : 協会が主催、共催、公認、後援をする大会・競技会・レース・練習会・合宿・イベント等での活動を、1 年を超えない期間停止する
- ⑤ 謹慎 : 文書で注意を行い厳に戒める

⑥ 戒告 : 注意を行い戒める

(4) 加盟団体等

① 永久追放 : 本協会に関する一切の活動から永久に追放する

② 大会等での活動停止(有期) : 協会が主催、共催、公認、後援をする大会・競技会・レース・練習会・合宿・イベント等において、クラブ等の団体としての活動を別途定める期間停止する

③ 大会等での活動停止(短期) : 協会が主催、共催、公認、後援をする大会・競技会・レース・練習会・合宿・イベント等において、クラブ等の団体としての活動を1年を超えない期間停止する

④ 謹慎 : 文書で注意を行い厳に戒める

⑤ 戒告 : 注意を行い戒める

- 2 本協会は、処分を受ける者に対し、必要に応じ、始末書、誓約書等の提出を命ずることができ。但し、特に情状酌量の余地がある場合又は、改悛の情が明らかであると認められる場合は、懲戒を免じて訓戒にとめることがある。

(倫理委員会の設置)

第8条 この規程の実効性を確保するため、倫理委員会を設置する。

2 倫理委員会は、常任理事会がその任にあたる。

3 倫理委員会の組織及び、運営に関する事項については、理事会の議決により別に定める。

(本規程に違反した場合の対処等)

第9条 役員、会員、加盟団体等、その他協会の活動に関与する者に、この規程に違反する行為を行った恐れがあると認められる場合又は、違反した場合の対処は、倫理

委員会の所管事項とする。

2 前条の場合の手続きは、懲戒規程にて定める。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(その他)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、2022 年 3 月 1 日から施行する。